

岩手県医療局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、県立病院等事業の業務に係る金銭の収納に関する事務を平成31年4月1日次のとおり委託した。

令和元年5月17日

岩手県医療局長 熊谷泰樹

県立病院等の名称	受託者	
	住所	名称
岩手県立久慈病院	盛岡市津志田一丁目15番37号	株式会社メディカルサポート